

「TPP と食の安全」

11月16日

山浦康明

明治大学法学部兼任講師

TPPに反対する人々の運動共同代表

1) 11月5日、オバマ大統領がTPP協定に署名する意向を米国議会に通知し、来年2月にも米国議会では審議が始まるとされていますが、大統領選の影響で議会承認は大幅にずれ込む可能性があり、そのためTPP協定そのものの発効も2年ほど先になることも考えられます。

そのような中で、日本政府は合意内容を小出しに公表し始めましたが、関税がゼロとなる米などの特別輸入枠、牛肉、豚肉などの大幅な関税削減、ほとんどの野菜の関税即時撤廃などが明らかになりました。また、関税削減時期などをめぐって米国など相手国からの繰り上げ要求に応じる協議を行うことなどが条文に盛り込まれています。

2) さらに協定文第7章「衛生植物検疫 (SPS) 措置」では、12の締約国が実施する衛生植物検疫措置は貿易に対して不当な障害にならないようにすることを最大の狙いと位置づけており、「透明性を確保する」という理由で、TPP加盟国間でSPS委員会を設け、また各国は規制当局、コンタクトポイントを設けて、リスク分析手法により、関係者の意見を聞いてそれぞれの措置を行うこと、SPS上の措置に関する紛争解決のために、本協定第28章の「紛争解決ルール」に基づき政府間協議が行われることなどが盛り込まれています。この中で輸入国の輸入規制に関して厳密な科学的な証拠を提出しなければ敗訴することとなれば、せっかくの輸入国の予防的措置が萎縮しかねません。また病害虫など農畜産物のリスクが発生した場合でも、輸出国が地域的に封じ込めれば国として輸出禁止措置をとらなくてもよいといった貿易禁止の例外を大幅に認める考え方も盛り込まれています。BSE発生国からの全面的輸入禁止措置は執れなくなるのです。

こうした新たなルールが実施されると、自国の安全基準の策定に関して海外の事業者も注文をつけることができること、予防原則に基づく各国の慎重な規制が行えなくなること、輸入手続きの迅速化という名目で輸入検査が拙速に行われてしまうことなど、各国の安全基準の策定や実施方法などに関して国の主権が侵害されかねないのです。これは消費者・市民団体が長年要請してきた安全基準の厳格化と反対の流れです。

3) また、協定文第8章「貿易の技術的障害 (TBT) 措置」においても、各国の工業製品や食品添加物、食品表示の各国の基準やルールが貿易の障害にならないように、といった目的が重視されており、「透明性の確保」のためとして次のような規定も盛り込まれています。例えば日本が、強制規定 (technical regulations)、任意規定 (standards)、適合性評価手続の導入 (conformity assessment procedures) などの様々なルールを策定しようとする際に、他の国 (例えば米国) の利害関係者を検討に参加させなければなりません。また、日本が新たな規定を実施する 60 日前までに相手国の利害関係者から意見を述べる機会を与えることなども盛り込まれています。今後日本が厳しい遺伝子組み換え食品の表示をしようとしても、米国の事業者から反対の意見が出て、それができなくなる恐れもあるのです。

また、各国代表からなる TBT 委員会や作業グループを設け TBT ルールの設定や見直しなどを行います。この委員会には業界代表なども関与できます。

私たち消費者は、農産物・食品の貿易の極端な自由化により、各国の農業、地域社会が崩壊することとともに、貿易拡大でグローバル企業だけが利益を得て食の安全が軽視されかねないこの状況を問題にしなければならないと思います。